



KOSUZO®の
実況中継版

刑法

警察実務対応

目次

ガイドンス	1
-------	---

第 1 回 刑法の基本

1 刑法とは	7
2 罪刑法定主義とその派生原則	8

第 2 回 犯罪の成立要件

1 犯罪の成立要件とは何か	12
2 犯罪の成立要件(その1)	13
3 犯罪の成立要件(その2)	15
4 犯罪の成立要件(その3)	16

第 3 回 構成要件要素

1 はじめに	19
2 構成要件要素	21

第 4 回 不作為犯

1 作為犯と不作為犯	23
2 問題の所在	24
3 真正不作為犯と不真正不作為犯	25
4 不真正不作為犯の成立要件	26

第 5 回 因果関係

- 1 因果関係の有無を検討する必要性 30
- 2 因果関係の有無の判断の仕方 32
- 3 判例 36

第 6 回 正当防衛

- 1 違法性阻却事由 37
- 2 正当防衛とは何か 39
- 3 正当防衛の効果 40
- 4 正当防衛の要件 41
- 5 過剰防衛 43

第 7 回 緊急避難

- 1 緊急避難とは何か 45
- 2 緊急避難の効果 48
- 3 緊急避難の要件 48
- 4 業務上特別の義務がある者の特則 50

第 8 回 法令又は正当な業務による行為など

- 1 法令による行為 52
- 2 正当な業務による行為 53
- 3 その他の違法性阻却事由 53

第 9 回 責任能力

- 1 責任とは何か 56

2	責任能力とは何か	57
3	責任能力を欠く者	57
4	限定責任能力者	59

第10回 故意

1	故意犯処罰の原則	61
2	故意の定義	63
3	未必の故意	64

第11回 錯誤(その1)

1	錯誤とは	66
2	事実の錯誤	69

第12回 錯誤(その2)

1	違法性阻却事由の存在の誤信	77
2	法律の錯誤	79

第13回 未遂犯と不能犯

1	未遂とは何か	83
2	未遂犯の成立要件	84
3	障害未遂と中止未遂	86
4	中止未遂	87
5	不能犯	90

第14回 共犯(その1)

1	単独犯と共犯	92
---	--------	----

2	共同正犯	94
---	------	----

第15回 共犯(その2)

1	教唆犯	99
2	幫助犯	104
3	共犯と身分	107

第16回 罪数

1	罪数とは	111
2	一罪と数罪の見取り図	113
3	本来的一罪	114
4	数罪	119
5	観念的競合	120
6	牽連犯	121
7	併合罪	121

第17回 刑法の場所的適用範囲

1	刑法の場所的適用範囲とは	124
2	原則と例外	124

第18回 公務執行妨害罪

1	国家的法益に対する罪とは	127
2	公務執行妨害罪とは	128
3	保護法益	128
4	成立要件	129

第19回 賄賂罪

- 1 賄賂罪とは…………… 139
- 2 収賄罪の基本構造…………… 142
- 3 収賄罪の類型…………… 142

第20回 放火罪

- 1 放火罪とは…………… 147
- 2 放火罪の類型…………… 148
- 3 現住建造物等放火罪…………… 149
- 4 非現住建造物等放火罪…………… 150
- 5 建造物等以外放火罪…………… 151

第21回 通貨偽造罪

- 1 通貨偽造罪とは…………… 153
- 2 通貨偽造罪の成立要件…………… 153

第22回 文書偽造罪

- 1 文書偽造罪とは…………… 157
- 2 3つのグループ…………… 158

第23回 殺人の罪

- 1 殺人罪とは…………… 161
- 2 殺人罪の成立要件…………… 162
- 3 未遂・予備…………… 164
- 4 自殺関与罪・同意殺人罪…………… 165

第24回 暴行罪・傷害罪・傷害致死罪

- 1 暴行罪とは……………167
- 2 暴行罪の成立要件……………168
- 3 傷害罪とは……………171
- 4 傷害罪の成立要件……………172
- 5 傷害致死罪とは……………175

第25回 性的自由に対する罪

- 1 強制わいせつ罪とは……………178
- 2 強制わいせつ罪の成立要件……………178
- 3 強制性交等罪とは……………182
- 4 強制性交等罪の成立要件……………183
- 5 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪……………185
- 6 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪……………186
- 7 非親告罪……………188

第26回 住居侵入罪

- 1 住居侵入罪とは……………190
- 2 住居侵入罪の成立要件……………191

第27回 窃盗罪

- 1 窃盗罪とは……………198
- 2 窃盗罪の成立要件……………198

第28回 強盗の罪

- 1 強盗罪とは……………208

2	強盗罪の成立要件	209
3	2項強盗罪とは	211
4	事後強盗罪とは	212
5	事後強盗罪の成立要件	214
6	強盗致死傷罪とは	217

第29回 詐欺罪

1	詐欺罪とは	221
2	詐欺罪の成立要件	222

第30回 恐喝罪

1	恐喝罪とは	227
2	恐喝罪の成立要件	228

第31回 横領罪

1	横領罪の種類	232
2	単純横領罪とは	233
3	単純横領罪の成立要件	234
4	業務上横領罪とは	236
5	占有離脱物横領罪とは	237

第32回 器物損壊罪

1	器物損壊罪とは	239
2	器物損壊罪の成立要件	240

索引	243
----	-----

《今回の予定》

- 1 刑法とは
- 2 罪刑法定主義とその派生原則

みなさん、こんにちは。これから32回の講義を通じて刑法の入門を勉強します。第1回目は、まずそもそも刑法とは何かについてお話しします。

1 刑法とは

▶ 刑法って何？

「刑法って何？」って質問されたらどう答えますか？

「悪いやつを懲らしめるための法律」ですね。つまり、刑法とは、簡単にいえば犯罪者を罰するための法律ということになります。たとえば、他人の物を盗めば罰せられます。これはみなさんも知っていますよね。では、なぜ、他人の物を盗むと罰せられるのでしょうか。それは、刑法にそう書いてあるからです。刑法に他人の物を盗んだら罰しますと書いてあるから、罰せられるわけです。

このように、どのようなことをすると罰せられるのか、ということを決めた法律が、刑法です。

▶ 犯罪と刑罰

そうした罰を受ける行為のことを**犯罪**といいます。そして、犯罪に対して科される罰のことを**刑罰**といいます。

犯罪の代表例としては、せつとうざい窃盗罪、ごうとうざい強盗罪、きつじんざい殺人罪、まぎざい詐欺罪などがありますね。
刑罰の代表例としては、しけい死刑、ちやうえきけい懲役刑、きんこけい禁錮刑、ばっきんけい罰金刑などがあります*。

大事なのでもう一度言いますね。死刑、懲役刑などの「**刑罰**」が科される**悪い行為**を「**犯罪**」というのです。世の中には悪い行為、いけない行為はたくさんあります。たとえば、お年寄りに席を譲らないとか、約束の時間に遅刻するとか、です。しかし、これらは、刑罰が科されるものではないので、「**犯罪**」とはいいません。

この**犯罪**と**刑罰**という言葉はこれから**頻**^{ひんぱん}に使用しますので、しっかり覚えておいてください。

この**犯罪**と**刑罰**という言葉を使って、もう一度**刑法**とは何かということを中心に定義すれば、**刑法**とは、どのような行為が**犯罪**であるか、またその**犯罪**に対してどのような**刑罰**を科すかを定めた**法律**、つまり、**犯罪と刑罰を定めた法律**ということになります。

* 令和4年6月に**刑法**の一部改正が行われ、懲役刑と禁錮刑を廃止し、新たに設ける「**拘禁刑**」に一本化されることになりました。この改正は令和7年6月16日までに**施行**(実施)される予定です。

POINT

- **刑法**とは、どのような行為が**犯罪**であるか、またその**犯罪**に対してどのような**刑罰**を科すかを定めた**法律**である。

2

ざいけいほうていしゅぎ 罪**刑法**法定主義とその派生原則

▶ **犯罪と刑罰の法定**

「**法定**」とは、**法律**で定めることです。では、なぜ**犯罪**と**刑罰**を**法律**で定める必要があるのでしょうか？

古代には、**刑法**という**法律**はありませんでした。そうした**刑法**がない時代では、**王様**のような**権力者**は好き勝手に**刑罰**を科すことができました。たとえば、**王様**が、自分が気に入らない人を、たったそれだけの理由で**死刑**にすることが、普通に行われていたわけです。これでは、人々はいつ**刑罰**を科されるのかわかりませんから、安心して暮らすことができません。このため人々は、**権力者**におびえながら暮らしていたわけです。

そこで、人々が安心して暮らせるようにするため、**権力者**が好き勝手に**刑罰**を科すことができないようにしようということになり、そのために、**刑罰を科**

「**することができる場合をあらかじめ文書でハッキリ確認しよう**」ということになったわけです。その文書が刑法です。

したがって、現在では、法律に「〇〇の行為は犯罪である」と書かれている行為についてしか犯罪とはならず、よって刑罰を科すことができません。

このように、あらかじめ犯罪と刑罰を法律で定めなければ、刑罰を科すことはできないということを、犯罪の「罪」と刑罰の「刑」をとって、**罪刑法定主義**といいます。これはとても大事な原則で、憲法31条で定められていると考えられています。しっかり覚えましょう。

POINT

- **罪刑法定主義とは、あらかじめ犯罪と刑罰を法律で定めなければ、刑罰を科すことはできないとする原則をいう。**

▶ 遡及処罰の禁止

ただし、法律を定めればいつでも刑罰を科せる、というわけではありません。具体例で考えてみましょう。

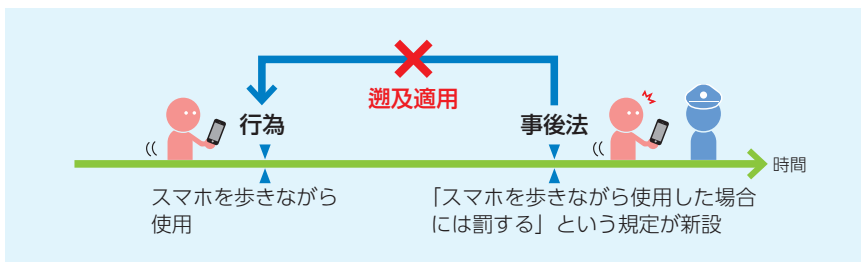
CASE 1

新たに、刑法に「スマートフォンを歩きながら使用した場合には罰する」という規定ができ、この規定を1年前から適用することになった。

仮にこうした規定が設けられたとしたら、過去1年以内に歩きスマホをしていた人は、全員罰せられることとなります。しかし、この人たちは、スマホを使用していた時に歩きスマホが犯罪だとはまったく思っていません。その時の刑法には、歩きスマホは罰するという規定はなかったのですから、当然です。そのような人たちを罰してよいのでしょうか？

いいわけありませんね。行為の時は適法であったのに、後からできた法律で遡^{さかのぼ}って処罰されるとすれば、怖くてしょうがないです。

したがって、刑法を過去に遡って適用することは禁止されています。これを**遡及処罰の禁止**あるいは**事後法の禁止**^{じごほう}といいます。これも大事な原則で、憲法39条前段前半に規定されています。ちなみに、遡及とは過去に遡ることをいいます。「事後」とは、行為の後という意味です。つまり、行為時に犯罪と規定されていなければ、決して処罰されない、ということです。



POINT

- 遡及処罰の禁止とは、刑法を遡って適用することはできないとする原則である。

めいかくせい

▶ 明確性の原則

ほかにも注意しなければならない原則があります。

たとえば、刑法の中に「悪いことをしたら罰する」という規定があったらどうなるでしょうか？「悪いこと」とは何でしょう？非常にわかりにくいですね。

確かに、他人の物を盗んだり、他人の命を奪ったりすることは「悪いこと」でしょう。では、他人にウソをつくことは「悪いこと」でしょうか？確かに、振り込め詐欺のように、他人にウソをついてお金をだまし取ることは「悪いこと」でしょう。でも、小説を書くことも、架空の話を作り上げているわけですから、ウソをつくことですよ。これも「悪いこと」でしょうか？

このように、何が「悪いこと」なのかは非常にあいまいです。このような規定では、人々は何をすれば罰せられるのかわかりませんから、小説を書くというような罰を受けない行為であっても、もしかしたら「悪いこと」として罰せられるかもしれないと思って、それをやめてしまうおそれがあります。これでは、人々は自由に行動することができなくなってしまいます。また、権力者は、自分にとって都合の悪いことはすべて「悪いこと」として、好き勝手に刑罰を科することができるようになってしまいます。したがって、刑法の規定は、「他人の物を盗んだときは、〇〇の刑罰に処する」のように、どのような行為が犯罪になるのかが人々にわかるように**明確**なものでなければなりません。これを**明確性の原則**といいます。

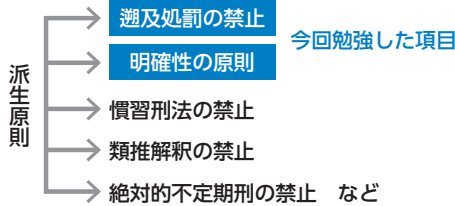
POINT

- 明確性の原則とは、刑法の規定は、どのような行為が犯罪になるのが人々にわかるように明確なものでなければならないとする原則である。

第1回

《まとめ》

罪刑法定主義



今回は、罪刑法定主義、そしてそれから導かれる遡及処罰の禁止、明確性の原則を勉強しました。これらは、刑法の重要な原則ですので、しっかり理解しておいてください。

実は罪刑法定主義から導かれる原則(派生原則)には、ほかにも^{かんしゅうけいほう}慣習刑法の禁止や^{るいすいかいしやく}類推解釈の禁止などがあります。ただ、少し難しい内容になりますので、ここでは置いておきます。刑法をひとつお勉強した後で、学習してみてください。